

様式第1号

令和8年 6月 9日

長野県知事 阿部 守一 殿

〔設置者の名称〕 長野県

〔代表者の役職〕 知事 〔代表者の氏名〕 阿部 守一

大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	長野県林業大学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	長野県木曾郡木曾町新開 4385-1
学長又は校長の氏名	校長 千村 広道
設置者の名称	長野県
設置者の主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
設置者の代表者の氏名	長野県知事 阿部 守一
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	林業大学校・安藤哲也	0264-23-2321	ringyodai@pref.nagano.lg.jp
第2号の1	林業大学校・岡田充弘	同上	同上
第2号の2	林業大学校・安藤哲也	同上	同上
第2号の3	林業大学校・百瀬浩行	同上	同上
第2号の4	林業大学校・安藤哲也	同上	同上

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	長野県林業大学校
設置者名	長野県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
林業専門課程	林学科	夜・通信	122 13/15	7	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/shokai/curriculum.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	長野県林業大学校
設置者名	長野県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	長野県林業大学校運営協議会
役割	学校長の諮問機関として、学校運営に関する諸問題等について、各界各層の意見を広く聴取し、学校評価の委員として意見を述べる等、円滑な学校運営のために一役担っている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
信州大学農学部助教	定めなし	学識経験者
長野県林業総合センター 所長	定めなし	学識経験者
長野県議会議員	定めなし	地元有識者
木曾町長	定めなし	地元有識者
木曾木材工業協同組合理 事長	定めなし	地元有識者
木曾町教育委員会文化財 保護審議委員	定めなし	地元有識者
木曾山林協会長	定めなし	地元有識者
木曾官材市売協同組合 職員	定めなし	地元有識者
長野県林業団体協議会長	定めなし	林業関係者
林業大学校同窓会長	定めなし	同窓会
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	長野県林業大学校
設置者名	長野県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスの作成は、担当講師により前年 12 月より見直しを行い、年度当初にホームページにて公表している。また、学生及び保護者に対しては学校便覧を配布している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/shokai/curriculum.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 長野県林業大学校管理規則第 7 条に規定する授業科目及び単位数について、教育課程・試験等成績評定要領に基づき、厳正に評価する。 また、長野県林業大学校管理規程第 3 条に規定する教授会議において、学生の成績評定、進級及び卒業に関する認定を行うとともに、同条に規定する教務会議において、学生の学修意欲や学修成果等を把握する。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 長野県林業大学校管理規則第 7 条に規定する授業科目及び単位数について、教育課程・試験等成績評定要領第 3 条に規定する試験の方法及び同要領第 4 に規定する成績の評点に基づき、厳正に評価するとともに、公表や成績分布状況の把握に努める。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/shokai/curriculum.html

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>専門的な知識・技術を身に付け、農山村地域にあって指導的な役割を果たす技術者並びに林業後継者となる人材を育成するための授業科目及び単位数を修得させる。</p> <p>長野県林業大学校管理規則第7条に規定する授業科目及び単位数について、長野県林業大学校管理規程第3条に規定する教授会議において、学生の卒業に関する認定を行うとともに公表に努める。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/shokai/curriculum.htm</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	長野県林業大学校
設置者名	長野県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		林業専門課程	林学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	136 1/2 単位時間/単位	92 4/5 単位時間/単位	単位時間/単位	43 3/4 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		37人	0人	5人	48人	53人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）シラバスの作成は、担当講師により前年12月より見直しを行い、年度当初にホームページにて公表している。また、学生及び保護者に対して学校便覧を配布している。
成績評価の基準・方法
（概要）長野県林業大学校管理規則第7条に規定する授業科目や単位数について、教育課程・試験等成績評定要領第3条に規定する試験の方法及び同要領第4に規定する成績の評点に基づき、厳正に評価するとともに、講評や成績の分布状況の把握に努める。
卒業・進級の認定基準
（概要）専門的な知識・技術を身に付け、農山村地域にあって指導的な役割を果たす技術者並びに林業後継者となる人材を育成するための授業科目及び単位数を修得させる。 長野県林業大学校管理規則第7条に規定する授業科目及び単位数について、長野県林業大学校管理規程第3条に規定する教授会議において、学生の卒業に関する認定を行うとともに公表に努める。

学修支援等
(概要) 放課後等、授業時間以外に行う自主活動の支援を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
20人 (100%)	0人 (0%)	20人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 国家公務員、地方公務員、森林組合、林業事業体等			
(就職指導内容) 就職希望先の企業と学生を仲介し、円滑に就職活動が進むように手配するとともに、模擬面接の実施や小論文の添削指導を行う等、学生が少人数であることを活かし、一人一人に対して多方面から支援を行っている。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 伐木造材特別教育修了証、刈払機安全教育修了証、高性能林業機械特別教育修了証、森林整備業務専門技術者、林業架線作業主任者免許の講習修了資格、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、玉掛け技能講習修了証、車両系建設機械運転技能講習修了証、フォークリフト運転技能講習修了証、はい作業従事者安全衛生教育、不整地運搬車運転技能講習修了証、機械集材装置の運転業務特別教育修了証、日本赤十字社救急法救急員養成講習受講証、日本赤十字社救急法救急員認定証			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
40人	2人	5%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) インターンシップ、就職対策セミナー、学年担任による学習指導等の実施		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
林学科 (1年生)	5,650 円	118,800 円	1,010,000 円	研修費、教材費、寮費、用具等
林学科 (2年生)	円	118,800 円	875,000 円	研修費、教材費、寮費等
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/gakkouhyouka/gakkouhyouka.html		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の主な項目は、授業実習内容及び既存カリキュラムの充実、希望職種への円滑な就職を推進。 ・学校関係者等は、大学校が実施した教育・研修活動及び自己評価に対し、意見を述べることにより評価 (以下「外部評価」という。) を行う。 ・外部評価は、学生保護者で構成される翌桜会及び長野県林業大学校運営協議会規程に定める運営協議会が実施する。 ・大学校は、外部評価の結果について、自己評価及び次年度以降の重点目標等に反映するよう努める。 ・大学校は、学校評価表及び外部評価の結果について、大学校のホームページへの掲載等適切な方法により公表する。 		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
信州大学農学部助教	定めなし	学識経験者
長野県林業総合センター所長	定めなし	学識経験者
長野県議会議員	定めなし	地元有識者
木曾町長	定めなし	地元有識者
木曾木材工業協同組合理事長	定めなし	地元有識者
木曾町教育委員会文化財保護審議委員	定めなし	地元有識者

木曾山林協会会長	定めなし	地元有識者
木曾官材市売協同組合 職員	定めなし	地元有識者
長野県林業団体協議会長	定めなし	林業関係者
林業大学校同窓会長	定めなし	同窓会
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/gakkouhyouka/gakkouhyouka.html		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyodai/shokai/index.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H120243200011
学校名 (〇〇大学 等)	長野県林業大学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	長野県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		15人（ 14 ）人	15人（ 14 ）人	15人（ 14 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	14人	
	（うち多子世帯）	（ 14人）	（ 14人）	
	第Ⅱ区分	1人	1人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
区分外（多子世帯）		0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				15人（ 14 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	-人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	-人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	-人	0人	0人
計	-人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。